

明石工業高等専門学校合理的配慮に基づく修学支援要項

(目的)

第1 この要項は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害のある学生に対し、障害の状態に応じて一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害による修学上の困難の改善及び克服に必要な合理的配慮に基づく修学支援（以下「支援」という。）を適切に行うための体制整備を目的とする。

(実態の把握及び報告)

第2 学級担任若しくは専攻主任又は指導教員（以下「学級担任等」という。）は、在籍学生の修学実態の把握に努め、支援を必要とする学生、又は障害があると診断されていない学生においても、その様態を示す学生がある場合には、速やかに学生相談室長へ報告するものとする。

2 学生相談室長は、看護師及びカウンセラーの意見を聴取するとともに、必要に応じて医師の判断を仰いだ上で、校長、教務主事及び学生主事へ報告するものとする。

(支援の要請等)

第3 障害があると診断された学生又はその様態を示す学生（以下「要支援学生」という。）は、保護者等と連名により、合理的配慮に基づく修学支援申請書（別紙 1）に、医師の診断書を添付した上で、学級担任等を経由して校長へ支援を要請することができる。

2 教務主事は、前項の要請があった場合には、保護者等、要支援学生、学生相談室長、要支援学生の学級担任等及び看護師等を交え、必要に応じて医師の判断を仰いだ上で、支援について協議する。

(修学支援委員会)

第4 支援に関する次の事項を審議するため、修学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 修学支援チームの設置に関すること。
- (2) 修学支援に対する理解の促進に関すること。
- (3) 修学支援に伴う施設・設備及び活用に関すること。
- (4) その他必要な事項

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 学生主事
- (3) 学生相談室長
- (4) 要支援学生所属の学科長
- (5) 要支援学生の学級担任等
- (6) 学生課長
- (7) 看護師
- (8) その他教務主事が必要と認めた者

3 委員長は教務主事をもって充て、学生主事は委員長を補佐し、委員長に事故あるときには職務を代行する。

(修学支援チーム)

第5 委員会が必要と認めたときは、要支援学生ごとに修学支援チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 チームの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 学生相談室長
- (2) 要支援学生の学級担任等
- (3) 要支援学生の状況に応じ、所属学科の学科長、看護師及びカウンセラー
- (4) その他教務主事が必要と認めた者

- 3 学生相談室長は、チームの構成員の活動を統括する。
- 4 教務主事は、学生相談室長からの報告に基づき、その任を終えたものと判断した場合はそのチームを解散する。

(チームの役割)

第6 各チームは、学生相談室長を統括者とし、その指示のもとで、次の事項を行う。

- (1) 保護者等及び必要な場合は医師との連携協力体制を構築すること。
- (2) 学生の障害の状態を把握すること。
- (3) 支援の内容を協議し、合理的配慮に基づき具体的な支援内容を策定し、実施すること。
- (4) 学級内及び関係部署で支援に対する理解の促進を図り、支援の環境を整えること。
- (5) その他、支援に関する必要なこと。

(修学支援計画書)

第7 支援の内容を明確にするため、学生相談室長は、合理的配慮に基づく修学支援計画書(別紙2)を作成し、学生相談室において管理する。

(修学支援記録)

第8 適切な支援を継続的に行うため、学級担任等は、合理的配慮に基づく修学支援記録(別紙3)を作成し、学生相談室において管理する。

(事務)

第9 この支援に関する事務は、学生課において処理する。

附 則(平成21年6月10日)

この要項は、平成21年6月10日から施行する。

附 則(令和3年3月10日)

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月10日制定の「身体障害又は発達障害のある学生に対する特別修学支援要領」は、廃止する。

附 則(令和6年12月19日)

この要項は、令和6年12月19日から施行する。

合理的配慮に基づく修学支援申請書【取扱注意】

(元号) 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

下記のとおり、修学支援を希望いたしますので、ご措置くださいますようお願い申し上げます。

(学 生)

(元号) 年度入学

学科 (専攻) 年

学籍番号

氏 名

連絡先 電話 ()

(保護者等)

氏 名

連絡先 電話 ()

【同意書】

私は合理的配慮に基づく修学支援を希望するため、本申請書に記載した情報および、相談・支援過程における私に関する情報について、必要に応じ情報の一部又は全部を支援担当者間で開示・共有することに同意します。

署 名

記

1. 障害の種類

別紙診断書のとおり

2. 高専入学前に受けていた修学上の支援や配慮

*受けていた支援や配慮について具体的に記載ください。

3. 障害や病状について相談できる相談機関等

4. 継続して服用している薬の有無

ある・・・・・・薬の種類（ ）

なし

5. 障害者手帳の有無

ある・・・・・・手帳の種類（ ）

なし

6. 合理的配慮に基づく修学支援措置として希望する配慮

【授業・試験】

（授業科目名・実習・実技・試験などをキーワードにして具体的に記載してください。）

【学生生活】

（登下校・食事・排泄・交友などをキーワードにして具体的に記載してください。）

【部活動】

（本校の開設する部活動名などをキーワードにして具体的に記載してください。）

合理的配慮に基づく修学支援計画書【取扱注意】

(元号) 年 月 日

学 生 氏 名		
修学支援チーム		
実 施 年 月 日	修 学 支 援 の 内 容	担当者名

合理的配慮に基づく修学支援記録【取扱注意】

[illegible]